

川崎市指令環廢 第30号

許可番号 第05710000920号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

氏名 日本ダスト 株式会社

代表取締役 吉野 建介 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

平成30年5月31日

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日 平成30年6月1日

許可の有効期限 平成37年5月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を含む。)

ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃酸、エ 廃アルカリ、オ 廃プラスチック類、カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ 動植物性残渣、コ 金属くず、サ ガラスくず、シ がれき類、ス ばいじん 以上13種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を除く。)

ア 燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む)、イ 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ウ 廃油、エ 廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、オ 廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む)、カ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残渣、サ 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、シ ガラスくず (石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ス がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)、セ ばいじん (水銀含有ばいじん等を含む) 以上14種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(4) 制限

ア 川崎市高津区新作4丁目576番2ほかで行う積替え又は保管に係る産業廃棄物は、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及びがれき類に限る。
イ 川崎市川崎区白石町3番44で行う積替え又は保管に係る産業廃棄物は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣、ばいじん並びにクリーニング廃カートリッジの廃プラスチック類及び金属くずに限る。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年6月1日 更新許可
平成30年6月1日 優良認定

5 積替え許可の有無

この写しは許可に用いることはできません

市名

許可番号

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無



この写しは証明に用いることはできません

別記 1

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区白石町3番4 4ほか (5067㎡のうち758.3㎡に 限る。)	保管面積 171.4㎡ 保管上限 120.7㎡ 積み上げることができる高さ 2.0m	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残渣、金属くず、ばいじん
川崎市高津区新作4丁目5 76番2ほか (1317㎡のうち489.7㎡に 限る。)	保管面積 199.3㎡ 保管上限 229.1㎡ 積み上げることができる高さ 2.1m	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき類



この写しは証明に用いることはできません

備考 市長が交付する許可証については、積み替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。